

第 21 期 研修講師養成「中央実習」開催要項

1. 目的 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)推進をめざし、ご親教「念仏者の生き方」をもととして、教学をはじめ、現代社会から問われる具体的な諸課題を学び、話し合い法座を実践し、「連研」や僧侶研修会の企画運営、さらには各種研修会において、一人ひとりの苦悩に応えることのできる、幅広い研修講師の養成充実を図る。
2. 開催期間 2025(令和7)年度より 2027(令和9)年度までの3ヵ年度
3. 開催期日 [1年次] 第1回 2025(令和7)年 6月10日(火)～13日(金) 4日間
[1年次] 第2回 2025(令和7)年 12月 9日(火)～12日(金) 4日間
[2年次] 第3回 2026(令和8)年 6月 9日(火)～12日(金) 4日間 <予定>
[2年次] 第4回 2026(令和8)年 12月22日(火)～25日(金) 4日間 <予定>
[3年次] 第5回 2027(令和9)年 5月25日(火)～28日(金) 4日間 <予定>
[3年次] 第6回 2027(令和9)年 12月21日(火)～24日(金) 4日間 <予定>
※開催期日および開催方法については、変更する場合があります。
4. 会場 聞法会館および各現場実習会場等
※第5回については、築地本願寺にて開催予定
5. 募集人数 40名
6. 実習費用 1回の実習につき、¥35,000.-[¥35,000(食費・宿泊費等)×6回]
※各回の実習受付時に徴収
7. 実習内容 (1)教学、差別をはじめとする現代の諸課題の学び、ならびに話し合い法座の実践、その他
(2)現場実習
※各自事前に日程を調整し、2年次から3年次の間に出向すること。
実習の概要等詳細については別途通知いたします。
①「門徒推進員中央教修」への出向(1回以上)。
②各組開催の「連研」および「実践運動人権啓発推進僧侶研修会」への出向(各1回以上)。
③その他
同和問題に取り組む宗教教団の連帯会議(「同宗連」)基礎講座等への参加。
8. 実習課題 実習にあたり、次のレポートを提出すること
(1)願書提出時の出願レポート(1,200字程度)
(2)年度途中の各回課題レポート(1,200字程度)
(3)年度終了時の年次課題レポート(1,200字程度)
(4)現場実習(「門徒推進員中央教修」を除く)出向レポート(800字程度)
(5)その他、必要に応じたレポート
9. 応募資格 1980(昭和55)年4月1日から2000(平成12)年4月1日生まれ(2025年4月1日現在25歳から45歳まで)の教師で、所属教区の教務所長ならびに「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)教区委員会(以下「教区委員会」という)委員長が推薦する者。また、3ヵ年度間連続して受講可能で、指定された課題を履修可能な者。なお、研修講師名簿に登録されている者は除く。

10. 応募方法 所属教区教務所長ならびに教区委員会委員長の推薦を得て、下記書類(所定の用紙に限る)を完備のうえ、教化部へ提出する。
- (1)受講願
 - (2)履歴書
 - (3)出願レポート [400字詰め原稿用紙縦書3枚程度]
※出願レポートは1部提出のうえ、データを教化部メールアドレス宛に送信ください。
[教化部メールアドレス：sh-kyoka@hongwanji.or.jp]

《出願レポートテーマ》

「社会にあるさまざまな問題の中から、あなたが関心のある課題について、念仏者としてのあなたの思いを述べてください」

11. 募集締切 2025(令和7)年2月28日(金)
12. 選考方法 提出書類の精査、出願レポートの審査を行い、実習生を決定する。
13. 待遇
- (1)名簿登録について
 - ①採用され、誓約書を提出した者は「中央実習生」に登録する。
 - ②全課程修了者は教化部備付の「研修講師名簿」に登録し、当該教区教務所長ならびに教区委員会委員長に通知する。
 - ③「研修講師名簿」に登録された者は、御同朋の社会をめざす運動の推進者として自覚のもと、組連研、僧侶研修会、門徒推進員中央教修等、各種研修会等に講師、スタッフとして積極的に参画するものとする。
 - (2)経費について
 - ①中央実習受講にかかる交通費は実習生負担とする。但し、往復交通費が50,000円を超える場合は、その超過分を宗派より支給する。
 - ②現場実習のうち、門徒推進員中央教修への出向については、往復交通費および当該期間中の宿泊費・食費を宗派にて負担する。
 - ③上記の他、組連研等各現場実習への出向にかかる経費については、実習生の負担とする。
 - (3)欠席について
 - ①各回とも全日程の履修をもって出席と認める(遅参・早退不可)。
 - ②実習生本人の病気および親族の葬儀等、やむを得ない事情に限り、1回の欠席を認める。その場合は、次期開催の中央実習を1回補講として受講するものとする。なお妊娠・出産・産褥期についてはこの限りではない。
 - ③欠席者は、指定された欠席レポートを提出する。
 - ④妊娠・出産・産褥期については、これを欠席扱いとせず、欠席レポートも求めない。その場合は本人の申し出により最大2期の補講をもって研修を修了することができるものとする。
 - ⑤2年次および3年次の現場実習への欠席は原則として認めない。
 - (4)その他
 - ①許可なく中央実習を欠席、または理由なくレポートの提出に遅延があった場合は、名簿登録を抹消する。
 - ②3年次修了時の年次課題レポートの提出に遅延があった場合は、名簿登録を抹消する。

以上